

## 第5章 水道料金制度等

- 1 水道料金制度の変遷
- 2 水道料金等の変遷
- 3 用途別栓数、戸数及び有収水量内訳
- 4 用途別・水量ランク別有収水量
- 5 年度別・用途別有収水量
- 6 年度別水道料金等調定状況
- 7 水道料金の徴収と督促等の状況
- 8 水道メーター点検状況
- 9 水道料金の減免措置と特例計算
- 10 大阪府下各市水道料金比較



## 1 水道料金制度の変遷

年	月	日	事 項
昭和26	4	1	水道料金創設（水道料金体系は用途別一律超過料金体系を採用） 水道メーター使用料創設
29	7	1	第1回水道料金改定
32	10	1	第2回水道料金改定
34	3	1	第1回水道メーター使用料改定
34	4	1	下止々呂美簡易水道料金創設
37	4	1	第3回水道料金改定 第2回水道メーター使用料改定 第1回手数料改定
39	4	1	栗生簡易水道料金創設
40	7	1	第4回水道料金改定
42	4	1	上止々呂美簡易水道料金創設 出納取扱金融機関に「住友銀行豊中支店」指定
42	8	1	水道料金口座振替制度採用
43	4	1	栗生簡易水道料金廃止
44	10	8	下水道使用料徴収業務受託
45	8	1	第3回水道メーター使用料改定
46	6	1	口径別納付金制度採用
46	10	1	水道料金計算業務の一部を電算処理委託（口座振替分のみ）
47	10	1	水道料金計算業務の全部を電算処理委託
49	6	1	隔月検針・隔月集金実施
52	5	1	第1回口径別納付金改定
52	10	1	水道料金の集金制を廃止し、納付制に切替 消込業務及び第1次督促状発行業務の電算処理委託
53	4	1	第5回水道料金改定 第1回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定 水道料金体系をすべて用途別一律超過料金体系から用途別段階別逓増制料金体系に変更 第2回手数料改定
53	6	1	マンション等共同住宅に水道料金の特例計算を採用

年	月	日	事	項			
昭和	5	3	1	1	2	8	出納取扱金融機関（住友銀行）取扱店を豊中支店から箕面支店に変更
	5	4	1	0	1		水道料金口座振替分の領収書を廃止し、振替済通知書に変更
	5	5	1	1	4		既設開栓申込の電話受付を開始
	5	5	1	1	0	1	第2次督促状及び停水予告状の発行業務を電算処理委託
	5	7	1	5	1		第6回水道料金改定 第2回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定 第2回口径別納付金改定 第4回水道メーター使用料改定 第3回手数料改定 生活保護世帯に対し水道の基本料金及びメーター使用料の免除措置を実施
	6	0	1	1	0	1	精算料金の徴収方法を窓口収納から「転居先への納付書郵送」「口座振替」「現地精算」のいずれかに変更 閉栓申込の電話受付を開始
	6	1	1	4	1		第7回水道料金改定 第3回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定 郵政省を収納取扱金融機関に指定
	6	1	1	6	1		下記世帯に対し水道の基本料金及びメーター使用料の免除措置を実施 母子年金、遺児年金、準母子年金又は遺族基礎年金のいずれかを受給している世帯 児童扶養手当又は特別児童扶養手当を受給している世帯 身体障害者（1級・2級）又は知的障害者（A・B1）のいる世帯
	6	2	1	4	1		水道料金の転出精算分に郵便振替制度採用
平成	3	1	1	1	1		使用水量・消込原符の読取り及び未納水道料金検索・納入通知書再発行のため小型OCR・オフィスコンピュータ導入
	4	4	1	4	1		計量業務（水道事業地域の一部）を業者委託
	4	4	1	6	1		月4回の水道料金計算業務を月2回に変更

年	月	日	事	項
平成	6	4	1	第8回水道料金改定 第4回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定
	8	3	1	水道料金システムの電算処理を業者委託から自己処理に切替 納入通知書その他各種通知書を封書からメールシーラーによる はがき型式に切替
	9	6	1	第9回水道料金改定（消費税5%を外税で課税） 第5回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定（消費税5%を 外税で課税）
	10	10	1	計量業務にハンディターミナルシステムを導入 滞納整理に領収書発行用ハンディターミナル導入
	13	4	1	第10回水道料金改定 第6回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定 第5回水道メーター使用料改定
	13	10	1	コンビニエンスストアでの収納取扱開始
	15	2	5	口座振替伝送システムを導入
	16	4	1	水道料金を消費税込みに改定 上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金を消費税込みに改定 水道メーター使用料を消費税込みに改定
	18	10	1	生活保護世帯に対する水道の基本料金及びメーター使用料の免除措 置を廃止
	19	3	29	北部簡易水道料金創設（平成19年箕面市条例第16号） *水道料金と同様とする。
	19	4	1	計量業務を業者委託
	22	7	1	第11回水道料金改定（北部簡易水道料金を含む）

## 2 水道料金等の変遷

### (1) 水道料金の変遷（1ヶ月につき）

料金体系 (用途別一律超過料金体系)			創設 昭和26年4月		料金改定	
					第1回 昭和29年7月	
一般用	家事用	基本料金	10m <sup>3</sup> まで	200	10m <sup>3</sup> まで	200
		超過料金	1m <sup>3</sup> につき	25	1m <sup>3</sup> につき	25
	普通営業用	基本料金	20m <sup>3</sup> まで	450	20m <sup>3</sup> まで	400
		超過料金	1m <sup>3</sup> につき	30	1m <sup>3</sup> につき	30
	病院・官公署用	基本料金	20m <sup>3</sup> まで	350	20m <sup>3</sup> まで	350
		超過料金	1m <sup>3</sup> につき	20	1m <sup>3</sup> につき	20
	学校用	基本料金	20m <sup>3</sup> まで	350	100m <sup>3</sup> まで	1,500
		超過料金	1m <sup>3</sup> につき	20	1m <sup>3</sup> につき	20
	原動力・工所用	基本料金	30m <sup>3</sup> まで	750	30m <sup>3</sup> まで	750
		超過料金	1m <sup>3</sup> につき	30	1m <sup>3</sup> につき	30
	湯屋用	基本料金	100m <sup>3</sup> まで	1,500	1m <sup>3</sup> につき	15
		超過料金	1m <sup>3</sup> につき	17		
工事その他臨時用	基本料金	1m <sup>3</sup> につき	30～	1m <sup>3</sup> につき	30～	
	超過料金		100		100	
備考						

料金体系 (用途別段階別逦増制料金体系)			料金改定	
			第5回	第6回
			昭和53年4月	昭和57年5月
一般用	基本料金	8m <sup>3</sup> まで	320	400
	超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	9m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup> まで	50	60
		11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup> まで	60	75
		21m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup> まで	75	95
		31m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup> まで	90	110
		51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup> まで	110	130
		101m <sup>3</sup> ～300m <sup>3</sup> まで	130	150
		301m <sup>3</sup> ～500m <sup>3</sup> まで	160	180
		501m <sup>3</sup> ～	190	210
湯屋用	基本料金	100m <sup>3</sup> まで	3,000	3,600
	超過料金	1m <sup>3</sup> につき	44	52
工事その他臨時用	基本料金	2m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき	1m <sup>3</sup> につき
	超過料金	1m <sup>3</sup> につき	300	400
備考	*昭和53年4月 用途別段階別逦増制料金体系に変更			

(単位：円)

料金改定					
第2回		第3回		第4回	
昭和32年10月		昭和37年4月		昭和40年7月	
10m <sup>3</sup> まで	250	10m <sup>3</sup> まで	250	8m <sup>3</sup> まで 10m <sup>3</sup> まで	280 350
1m <sup>3</sup> につき	(1号)31 (2号)28	1m <sup>3</sup> につき	(1号)31 (2号)28	1m <sup>3</sup> につき	45
20m <sup>3</sup> まで	500	20m <sup>3</sup> まで	500	20m <sup>3</sup> まで	700
1m <sup>3</sup> につき	38	1m <sup>3</sup> につき	38	1m <sup>3</sup> につき	48
20m <sup>3</sup> まで	438	20m <sup>3</sup> まで	900	20m <sup>3</sup> まで	900
1m <sup>3</sup> につき	25	1m <sup>3</sup> につき	50	1m <sup>3</sup> につき	50
100m <sup>3</sup> まで	1,875	20m <sup>3</sup> まで	900	20m <sup>3</sup> まで	900
1m <sup>3</sup> につき	25	1m <sup>3</sup> につき	50	1m <sup>3</sup> につき	50
30m <sup>3</sup> まで	938	30m <sup>3</sup> まで	938	30m <sup>3</sup> まで	1,140
1m <sup>3</sup> につき	38	1m <sup>3</sup> につき	38	1m <sup>3</sup> につき	48
100m <sup>3</sup> まで	1,650	100m <sup>3</sup> まで	1,650	100m <sup>3</sup> まで	2,300
1m <sup>3</sup> につき	19	1m <sup>3</sup> につき	19	1m <sup>3</sup> につき	30
1m <sup>3</sup> につき	38	1m <sup>3</sup> につき	50	1m <sup>3</sup> につき	60
* 1号：2号適用者以外 2号：1メーターで2世帯以上使用の場合					

(単位：円)

料金改定					
第7回	第8回	第9回	第10回		第11回
昭和61年4月	平成6年4月	平成9年6月	平成13年4月	平成16年4月	平成22年7月
580	680	648	920	966.00	779.00
85	120	115	150	157.50	157.50
100	140	140	170	178.50	178.50
120	165	165	195	204.75	204.75
140	195	195	225	236.25	236.25
160	225	225	255	267.75	267.75
180	255	255	285	299.25	299.25
210	290	290	320	336.00	336.00
240	325	325	355	372.75	372.75
4,600	4,600	4,600	5,600	5,880.00	5,880.00
67	67	67	80	84.00	84.00
800	1,000	1,000	1,200	1,260.00	1,260.00
400	500	500	600	630.00	630.00
*平成9年6月1日から消費税5%を外税で課税			*平成16年4月1日から消費税込みに改定		

## (2) 簡易水道料金の変遷 (1ヶ月につき)

(単位:円)

料金体系 (用途別一律超過料金体系)			創設			
			昭和34年4月		昭和42年4月	
			下止々呂美		上止々呂美	
一般用	家事用	基本料金	15m <sup>3</sup> まで	200	15m <sup>3</sup> まで	500
		超過料金	1m <sup>3</sup> につき	30	1m <sup>3</sup> につき	40
	普通営業用	基本料金	15m <sup>3</sup> まで	200	15m <sup>3</sup> まで	500
		超過料金	1m <sup>3</sup> につき	30	1m <sup>3</sup> につき	45
	病院・官公署 学校用	基本料金	20m <sup>3</sup> まで	500	20m <sup>3</sup> まで	500
		超過料金	1m <sup>3</sup> につき	30	1m <sup>3</sup> につき	30
工事その他臨時用		基本料金	1m <sup>3</sup> につき	50	1m <sup>3</sup> につき	50
		超過料金				
備考						

料金体系 (用途別段階別逦増制料金体系)			料金改定			
			第1回		第2回	
			昭和53年4月		昭和57年5月	
			下止々呂美	上止々呂美	下止々呂美	上止々呂美
一般用	基本料金	8m <sup>3</sup> まで	120	300	150	375
	超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	9m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup> まで	20	45	30	55
		21m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup> まで	40	50	50	60
		51m <sup>3</sup> ~	45	55	55	65
工事その他臨時用	基本料金	2m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき	1m <sup>3</sup> につき	1m <sup>3</sup> につき	1m <sup>3</sup> につき
	超過料金	1m <sup>3</sup> につき	300	300	400	400
備考	*昭和53年4月 用途別段階別逦増制料金体系に変更					

(単位：円)

料 金 改 定									
第 3 回		第 4 回		第 5 回		第 6 回			
昭和 6 1 年 4 月		平成 6 年 4 月		平成 9 年 6 月		平成 1 3 年 4 月		平成 1 6 年 4 月	
下止々呂美	上止々呂美	下止々呂美	上止々呂美	下止々呂美	上止々呂美	下止々呂美	上止々呂美	下止々呂美	上止々呂美
320	540	380	630	362	600	920	920	966.00	966.00
55	80	80	110	80	110	110	140	115.50	147.00
80	90	110	125	110	125	140	155	147.00	162.75
85	95	120	135	120	135	150	165	157.50	173.25
800	800	1,000	1,000	1,000	1,000	1,200	1,200	1,260.00	1,260.00
400	400	500	500	500	500	600	600	630.00	630.00
*平成9年6月1日から消費 費税5%を外税で課税					*平成16年4月1日か ら消費税込みに改定				

**(3) 水道メーター使用料の変遷**

(単位:円/月)

口径 (mm)	創設	第1回改定	第2回改定	第3回改定	第4回改定	第5回改定	
	昭和26年4月	昭和34年3月	昭和37年4月	昭和45年8月	昭和57年5月	平成13年4月	平成16年4月
13	20	20	45	45	50	25	26.25
16	25	25	—	—	—	—	—
20	30	30	80	80	100	50	52.50
25	40	使用者 において 設置	80	80	100	50	52.50
30	—		—	200	200	100	105.00
40	—		250	250	250	125	131.25
50	使用者 において 設置		680	680	1,700	850	892.50
75			900	900	2,000	1,000	1,050.00
100			1,050	1,050	2,300	1,150	1,207.50
150			—	1,500	4,100	2,050	2,152.50
200		—	—	—	—	—	

\* 平成9年6月1日から消費税5%を外税で課税

\* 平成16年4月1日から消費税込みに改定

**(4) 口径別納付金の変遷**

(単位:円)

口径 (mm)	創設	第1回改定	第2回改定	
	昭和46年6月	昭和52年5月	昭和57年5月	平成16年4月
13	20,000	40,000	80,000	84,000
20	50,000	100,000	170,000	178,500
25	90,000	180,000	310,000	325,500
30	140,000	280,000	480,000	504,000
40	280,000	560,000	950,000	997,500
50	490,000	980,000	1,670,000	1,753,500
75	1,330,000	2,660,000	4,520,000	4,746,000
100	2,730,000	5,460,000	9,280,000	9,744,000
150	7,540,000	15,080,000	25,640,000	26,922,000
200以上	市長が別に定める	市長が別に定める	管理者が別に定める	管理者が別に定める

\* 平成9年6月1日から消費税5%を外税で課税

\* 平成16年4月1日から消費税込みに改定

### 3 用途別栓数、戸数及び有収水量内訳

用途	区分	栓数		戸数		有収水量		備考
		(栓)	構成率	(戸)	構成率	(m <sup>3</sup> )	構成率	
1	家事用	上水道	46,786	95.5%	57,588	94.8%	11,551,085	84.1%
		上止々呂美	61		61		11,743	
		下止々呂美	73		73		19,231	
		北部簡水	260		260		44,375	
		計	47,180		57,982		11,626,434	
2	営業用	上水道	1,427	2.9%	2,018	3.3%	1,205,539	8.8%
		上止々呂美	1		1		7,749	
		下止々呂美	6		6		3,620	
		北部簡水	4		4		1,657	
		計	1,438		2,029		1,218,565	
3	官公署用	上水道	284	0.6%	318	0.5%	264,921	1.9%
		上止々呂美	0		0		0	
		下止々呂美	1		1		72	
		北部簡水	7		7		32	
		計	292		326		265,025	
4	学校用	上水道	41	0.1%	372	0.6%	208,998	1.5%
		上止々呂美	0		0		0	
		下止々呂美	2		2		730	
		北部簡水	1		1		2,105	
		計	44		375		211,833	
5	工場用	上水道	204	0.4%	204	0.4%	174,128	1.3%
		上止々呂美	0		0		0	
		下止々呂美	0		0		0	
		北部簡水	0		0		0	
		計	204		204		174,128	
6	プール用	上水道	6	0.0%	6	0.0%	76,854	0.6%
		上止々呂美	0		0		0	
		下止々呂美	0		0		121	
		北部簡水	0		0		1,633	
		計	6		6		78,608	
7	病院用	上水道	27	0.1%	27	0.1%	195,194	1.5%
		上止々呂美	1		1		14,149	
		下止々呂美	0		0		0	
		北部簡水	0		0		0	
		計	28		28		209,343	
8	湯屋用	上水道	1	0.0%	1	0.0%	251	0.0%
		上止々呂美	0		0		0	
		下止々呂美	0		0		0	
		北部簡水	0		0		0	
		計	1		1		251	
9	臨事用	上水道	181	0.4%	181	0.3%	34,138	0.3%
		上止々呂美	0		0		0	
		下止々呂美	0		0		0	
		北部簡水	19		19		1,204	
		計	200		200		35,342	
合 計		上水道	48,957	100.0%	60,715	100.0%	13,711,108	100.0%
		上止々呂美	63		63		33,641	
		下止々呂美	82		82		23,774	
		北部簡水	291		291		51,006	
		計	49,393		61,151		13,819,529	

## 4 用途別・水量ランク別有収水量

### (1) 一般用

水量ランク	区 分		用 途 別 区 分					
			家事用		営業用		官公署用	
0～ 8m <sup>3</sup>	水 量(m <sup>3</sup> )		854,720		22,899		3,571	
	用途別比率	ランク比率	94.8%	7.4%	2.5%	1.9%	0.4%	1.4%
9～ 10m <sup>3</sup>	水 量(m <sup>3</sup> )		406,165		8,427		1,638	
	用途別比率	ランク比率	97.3%	3.5%	2.0%	0.7%	0.4%	0.6%
11～ 20m <sup>3</sup>	水 量(m <sup>3</sup> )		3,604,746		46,634		5,585	
	用途別比率	ランク比率	98.4%	31.1%	1.3%	3.9%	0.2%	2.1%
21～ 30m <sup>3</sup>	水 量(m <sup>3</sup> )		3,366,510		43,558		2,658	
	用途別比率	ランク比率	98.5%	29.0%	1.3%	3.6%	0.1%	1.0%
31～ 50m <sup>3</sup>	水 量(m <sup>3</sup> )		2,142,590		76,251		5,111	
	用途別比率	ランク比率	95.5%	18.5%	3.4%	6.3%	0.2%	1.9%
51～100m <sup>3</sup>	水 量(m <sup>3</sup> )		397,929		114,796		13,036	
	用途別比率	ランク比率	71.2%	3.4%	20.5%	9.5%	2.3%	4.9%
101～300m <sup>3</sup>	水 量(m <sup>3</sup> )		100,103		236,593		37,633	
	用途別比率	ランク比率	20.9%	0.9%	49.3%	19.6%	7.8%	14.2%
301～500m <sup>3</sup>	水 量(m <sup>3</sup> )		24,957		103,580		30,082	
	用途別比率	ランク比率	10.0%	0.2%	41.5%	8.6%	12.0%	11.4%
501m <sup>3</sup> 以上	水 量(m <sup>3</sup> )		162,368		428,970		130,557	
	用途別比率	ランク比率	15.1%	1.4%	39.8%	35.5%	12.1%	49.3%
水量ランク外	水 量(m <sup>3</sup> )		535,372		125,488		35,082	
	用途別比率	ランク比率	74.9%	4.6%	17.6%	10.4%	4.9%	13.2%
計	水 量(m <sup>3</sup> )		11,595,460		1,207,196		264,953	
	用途別比率	ランク比率	84.5%	100.0%	8.8%	100.0%	1.9%	100.0%

(注) 上・下止々呂美簡易水道を除く。

### (2) 湯屋用

水量ランク	水 量(m <sup>3</sup> )	
	ランク比率 (%)	
0～100m <sup>3</sup>	251	
	100.0%	
101m <sup>3</sup> 以上	0	
	0.0%	
水量ランク外	0	
	0.0%	
計	251	
	100.0%	

(注) 上・下止々呂美簡易水道を除く。

### (3) 臨時用

水量ランク	水 量(m <sup>3</sup> )	
	ランク比率 (%)	
0～2m <sup>3</sup>	619	
	1.7%	
3m <sup>3</sup> 以上	34,661	
	98.1%	
水量ランク外	62	
	0.2%	
計	35,342	
	100.0%	

(注) 上・下止々呂美簡易水道を除く。

用 途 別 区 分								計	
学校用		工場用		プール用		病院用			
18,301		2,278		45		286		902,100	
2.0%	8.7%	0.3%	1.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	100.0%	6.6%
0		1,169		24		126		417,549	
0.0%	0.0%	0.3%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	100.0%	3.0%
200		5,280		26		317		3,662,788	
0.0%	0.1%	0.1%	3.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	100.0%	26.7%
26		4,453		213		998		3,418,416	
0.0%	0.0%	0.1%	2.6%	0.0%	0.3%	0.0%	0.5%	100.0%	24.9%
0		17,490		468		1,338		2,243,248	
0.0%	0.0%	0.8%	10.0%	0.0%	0.6%	0.1%	0.7%	100.0%	16.3%
697		30,948		1,291		656		559,353	
0.1%	0.3%	5.6%	17.8%	0.2%	1.6%	0.1%	0.3%	100.0%	4.1%
38,083		51,062		7,297		9,703		480,474	
7.9%	18.0%	10.6%	29.3%	1.5%	9.3%	2.0%	5.0%	100.0%	3.5%
45,815		23,837		17,283		4,566		250,120	
18.3%	21.7%	9.5%	13.7%	6.9%	22.0%	1.8%	2.3%	100.0%	1.8%
93,693		36,079		49,024		177,204		1,077,895	
8.7%	44.4%	3.3%	20.7%	4.6%	62.5%	16.4%	90.8%	100.0%	7.9%
14,288		1,532		2,816		0		714,578	
2.0%	6.8%	0.2%	0.9%	0.4%	3.6%	0.0%	0.0%	100.0%	5.2%
211,103		174,128		78,487		195,194		13,726,521	
1.5%	100.0%	1.3%	100.0%	0.6%	100.0%	1.4%	100.0%	100.0%	100.0%

## 5 年度別・用途別有収水量

用 途	17年度(基準年度)		18 年 度		
	水量 (m <sup>3</sup> )	構成比	水量 (m <sup>3</sup> )	構成比	趨勢率
家 事 用	11,812,308	83.7%	11,865,139	84.1%	100.4%
営 業 用	1,206,920	8.5%	1,194,229	8.5%	98.9%
病院・学校・官公署・プール・湯屋用	843,295	6.0%	813,429	5.8%	96.5%
工 場 用	225,934	1.6%	205,929	1.4%	91.1%
臨 時 用	27,274	0.2%	25,932	0.2%	95.1%
合 計	14,115,731	100.0%	14,104,658	100.0%	99.9%

\* 趨勢率は基準年度を100として算定した数値

## 6 年度別水道料金等調定状況

用 途 等	17年度(基準年度)		18 年 度		
	金額 (円)	構成比	金額 (円)	構成比	趨勢率
家 事 用	2,028,311,333	75.3%	2,033,922,337	76.0%	100.3%
営 業 用	323,871,083	12.0%	316,856,301	11.9%	97.8%
病院・学校・官公署・プール・湯屋用	263,555,606	9.8%	254,983,555	9.5%	96.7%
工 場 用	59,529,512	2.2%	53,738,804	2.0%	90.3%
臨 時 用	17,586,450	0.7%	16,880,430	0.6%	96.0%
小 計	2,692,853,984	100.0%	2,676,381,427	100.0%	99.4%
水道メーター使用料	24,565,248	—	25,234,975	—	102.7%
合 計	2,717,419,232	—	2,701,616,402	—	99.4%

\* 趨勢率は基準年度を100として算定した数値

19 年 度			20 年 度			21 年 度		
水量 (m³)	構成比	趨勢率	水量 (m³)	構成比	趨勢率	水量 (m³)	構成比	趨勢率
11,783,879	83.8%	99.8%	11,604,455	83.7%	98.2%	11,626,434	84.1%	98.4%
1,257,889	8.9%	104.2%	1,263,976	9.1%	104.7%	1,218,565	8.8%	101.0%
797,678	5.7%	94.6%	781,262	5.6%	92.6%	765,060	5.5%	90.7%
196,136	1.4%	86.8%	184,607	1.3%	81.7%	174,128	1.3%	77.1%
31,050	0.2%	113.8%	35,808	0.3%	131.3%	35,342	0.3%	129.6%
14,066,632	100.0%	99.7%	13,870,108	100.0%	98.3%	13,819,529	100.0%	97.9%

19 年 度			20 年 度			21 年 度		
金額 (円)	構成比	趨勢率	金額 (円)	構成比	趨勢率	金額 (円)	構成比	趨勢率
2,004,183,864	75.2%	98.8%	1,960,721,124	74.8%	96.7%	1,961,127,430	75.6%	96.7%
341,604,840	12.8%	105.5%	347,853,815	13.3%	107.4%	332,260,708	12.8%	102.6%
249,341,199	9.3%	94.6%	242,769,356	9.2%	92.1%	232,273,912	9.0%	88.1%
51,158,494	1.9%	85.9%	47,765,739	1.8%	80.2%	44,808,322	1.7%	75.3%
20,240,010	0.8%	115.1%	23,283,540	0.9%	132.4%	22,945,892	0.9%	130.5%
2,666,528,407	100.0%	99.0%	2,622,393,574	100.0%	97.4%	2,593,416,264	100.0%	96.3%
26,282,790	—	107.0%	27,902,505	—	113.6%	28,724,033	—	116.9%
2,692,811,197	—	99.0%	2,650,296,079	—	97.5%	2,622,140,297	—	96.5%

## 7 水道料金の徴収と督促等の状況

### (1) 料金の徴収

料金徴収方法	17年度		18年度	
	件数	構成比	件数	構成比
口座振替	36,764	78.9%	37,000	78.2%
納付制	9,709	20.8%	10,313	21.8%
前受金	122	0.3%	13	0.0%
合計	46,595	100.0%	47,326	100.0%

### (2) 料金の督促

料金の督促等	17年度	18年度
	件数	件数
1次督促	12,928	13,569
2次督促	14,188	13,921
停水予告	3,835	3,930
停水処分通知	1,682	1,846
停水処分	709	679

## 8 水道メータ一点検状況(平成21年度)

月	総件数 A	検針済件数					個人 メーター 検針	認定件数		
		一般 メーター	遠隔 メーター	開栓中	閉栓中 E	閉栓率 E/A		未点検認定分		
								不在	障害	位置 不明
4	26,447	21,187	5,214	23,090	3,311	12.52%	46	19	13	1
5	28,772	23,255	5,460	25,469	3,246	11.28%	57	17	20	4
6	26,520	21,227	5,247	23,330	3,144	11.86%	46	24	17	0
7	28,896	23,394	5,445	25,648	3,191	11.04%	57	23	17	1
8	26,563	21,270	5,247	23,431	3,086	11.62%	46	16	19	2
9	29,086	23,481	5,548	25,746	3,283	11.29%	57	26	26	1
10	26,620	21,350	5,227	23,460	3,117	11.71%	43	17	26	3
11	29,253	23,532	5,671	25,904	3,299	11.28%	50	14	15	3
12	26,786	21,530	5,213	23,583	3,160	11.80%	43	16	17	3
1	29,326	23,607	5,669	25,922	3,354	11.44%	50	22	9	0
2	26,827	21,613	5,171	23,641	3,143	11.72%	43	14	8	0
3	29,484	23,694	5,740	25,954	3,480	11.80%	50	28	9	0
計	334,580	269,140	64,852	295,178	38,814	11.60%	588	236	196	18

19年度		20年度		21年度	
件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
37,172	77.5%	37,086	77.1%	37,458	75.8%
10,822	22.5%	10,993	22.9%	11,935	24.2%
0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
47,994	100.0%	48,079	100.0%	49,393	100.0%

19年度	20年度	21年度
件数	件数	件数
14,296	16,044	15,618
15,978	16,238	16,247
4,064	4,347	3,602
1,294	1,269	1,690
320	370	753

( 単位 : 件 )

		認定件数							付帯業務			
計 B	認定率 B/A	点検認定分					認定計 B+C D	認定率 D/A	漏水 発見	無届 転居	無断 使用	計
		不動	破損	逆付	計 C	認定率 C/A						
33	0.12%	2	1	0	3	0.01%	36	0.14%	46	4	100	150
41	0.14%	3	0	0	3	0.01%	44	0.15%	63	0	102	165
41	0.15%	3	1	0	4	0.02%	45	0.17%	69	3	74	146
41	0.14%	2	0	0	2	0.01%	43	0.15%	59	1	66	126
37	0.14%	0	1	0	1	0.00%	38	0.14%	92	3	75	170
53	0.18%	3	0	0	3	0.01%	56	0.19%	71	2	59	132
46	0.17%	0	2	0	2	0.01%	48	0.18%	76	2	60	138
32	0.11%	1	0	0	1	0.00%	33	0.11%	80	3	77	160
36	0.13%	0	0	0	0	0.00%	36	0.13%	76	4	85	165
31	0.11%	1	0	0	1	0.00%	32	0.11%	99	3	70	172
22	0.08%	1	0	0	1	0.00%	23	0.09%	119	3	73	195
37	0.13%	0	0	0	0	0.00%	37	0.13%	60	2	55	117
450	0.13%	16	5	0	21	0.01%	471	0.14%	910	30	896	1,836

## 9 水道料金の減免措置と特例計算

### (1) 減免措置状況

用 途	区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
漏	家家用	件数(件)	304	212	266	280	232
		水量(m <sup>3</sup> )	16,051	10,226	17,854	17,953	11,523
		金額(円)	4,111,990	2,668,817	4,766,004	4,943,077	3,250,185
水	営業用	件数(件)	9	17	16	14	17
		水量(m <sup>3</sup> )	985	4,659	2,122	1,611	3,543
		金額(円)	347,293	1,471,130	691,151	530,770	1,213,973
減	官公署用	件数(件)	3	1	2	4	4
		水量(m <sup>3</sup> )	254	79	1,257	947	563
		金額(円)	94,679	23,641	464,399	333,480	206,551
免	その他	件数(件)	17	8	4	6	10
		水量(m <sup>3</sup> )	7,714	1,170	590	1,205	1,910
		金額(円)	2,787,409	409,144	181,886	434,862	641,582
福祉減免	件数(件)	14,212	14,289	13,804	14,434	15,099	
	水量(m <sup>3</sup> )	214,382	215,835	209,919	218,749	228,990	
	金額(円)	28,296,394	28,488,311	27,531,136	28,841,378	30,158,213	
合 計	件数(件)	14,545	14,527	14,092	14,738	15,362	
	水量(m <sup>3</sup> )	239,386	231,969	231,742	240,465	246,529	
	金額(円)	35,637,765	33,061,043	33,634,576	35,083,567	35,470,504	

### (2) 特例計算別栓数及び戸数

区 分	栓数(栓)	割合	戸数(戸)	割合	
特 例 計 算	第 1 種	433	0.9%	10,384	17.0%
	第 2 種	122	0.2%	2,198	3.6%
	第 3 種	104	0.2%	1,207	2.0%
	第 4 種	14,200	28.8%	14,215	23.2%
	合 計	14,859	30.1%	28,004	45.8%
全給水栓数・給水戸数	49,393	100.0%	61,151	100.0%	

(3) 特例計算の種別及び料金の算出方法

種 別	適用対象建物形態	水道料金の算出方法
特例計算 第 1 種	独立した生計を営む住居のみを単位とした共同住宅（以下「共同住宅」という。）で、その住居の規模が各戸とも概ね等しいもの	均等に使用したとみなされた1戸当たりの水量(市の親メーターで計量した水量を使用戸数で割る。)につき算出された水道料金に使用戸数を乗じる。
特例計算 第 2 種	1) 独立した生計若しくは 事業を営む住居、店舗、事務所等が混在する多目的ビル又は業務用ビル（以下「多目的ビル等」という。）であるもの 2) 共同住宅で、その住居の規模が大きく異なるもの 3) 独立した生計を営む居室ごとに給水栓がない寮に類するもの	基本水量に使用戸数を乗じた水量を超える分(市の親メーターで計量した水量から基本水量×使用戸数を引く。)については、1戸分としての超過料金を算出し、その金額に基本料金に使用戸数を乗じた金額を加える。
特例計算 第 3 種	特例計算第2種の適用建物に該当する多目的ビル等又は共同住宅で、住居、店舗、事務所等の一部に市の各戸メーター又は私設メーターが設置されているもの	市の各戸メーター又は私設メーターで計量した水量を超える分(市の親メーターで計量した水量から市の各戸メーター又は私設メーターで計量した水量を引く。)については、特例計算第2種で料金を算定し、その金額に市の各戸メーター又は私設メーターで計量された水量に基づき算出した金額を加える。ただし、市の各戸メーター又は私設メーターが設置されていない室がすべて独立した生計を営む住居のみで、かつ、その室の規模が各室とも概ね等しいときは、特例計算第1種で料金を算出する。
特例計算 第 4 種	特例計算第1種又は特例計算第2種の適用建物に該当する共同住宅又は多目的ビル等で、すべての住居、店舗、事務所等ごとに市の各戸メーター又は私設メーターが設置されているもの	市の各戸メーター又は私設メーターで計量された水量に基づき、各戸ごとに算出する。ただし、その合計金額が市の親メーターで計量した水量に基づき特例計算第1種で算出した水道料金に満たないときは、その差額を別途徴収する。

# 10 大阪府下 各市水道料金比較(30m<sup>3</sup>の場合)

